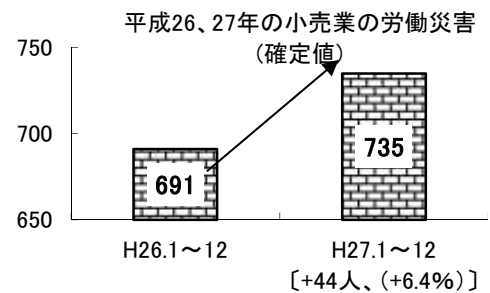


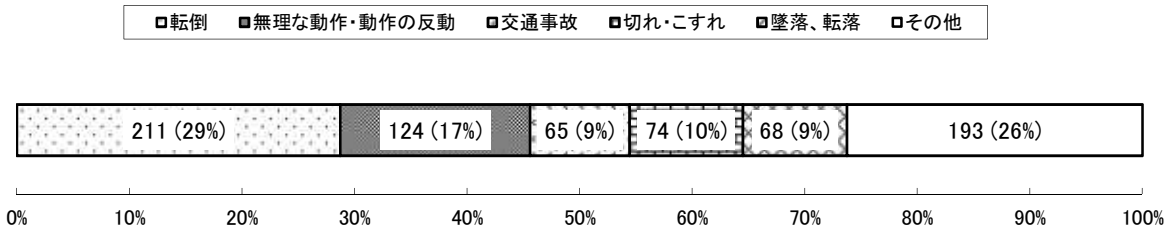
小売業者の皆様へ

- 1 埼玉県内の労働災害が急増！
【対前年同期比 +44人、6.4%増加】
- 2 安全な店舗づくりを進めましょう！
- 3 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動で転倒災害を防ぎましょう！「STOP！転倒災害プロジェクト」



平成27年1~12月に小売業で労働災害により被災した死傷者(休業4日以上)は、**735人(確定値)**と前年同時期と比較して**44人(+6.4%)増加**。建設業や製造業等を含めた全労働災害(5,800人)の**12.6%に当たり、災害多発業種となっています**。安全な店舗作りが急務です。

小売業における事故の型別労働災害発生状況(平成27年1~12月:全735人)



事故の型(種類)別では、①**通路・店舗内での転倒**、②**荷運搬時等での動作の反動・無理な動作(腰痛)**、③**切れ・こすれ**、④**踏み台・脚立・階段などからの墜落・転落**の順。

特に、転倒災害は全体の約3割を占め、死傷者の約半数の方が骨折し、休業日数も長くなっています。

埼玉労働局では、『埼玉第12次労働災害防止計画』を策定し、平成25年度から5年間で、**小売業の労働災害を20%以上(H29/H24比)減少する目標**に向け取り組んでいます。

【主な災害事例】

【転倒】 店頭にて品出し作業をしていた。梱包された箱から商品を取り出し、両手に抱えて陳列棚に向かって歩き出したところで、床に置いてあった他の梱包箱につまづき転倒した。両手がふさがっていたため、肩から転倒し右肩を脱臼、休業60日。(47歳、女性)



【切れ・こすれ】 鮮魚の加工場で、ぶりを切り身にしていた。アラ(頭)をぶつ切りしていたところ、包丁が滑り、左手中指を切傷、休業5日。(23歳、男性)

【動作の反動・無理な動作】 店舗のバックヤードにて、入荷した商品を店頭へ運び出す作業をしていた。商品を梱包した大箱を台車に積もうと、腰を落とすにつつ持ち上げたところ、思いのほか重く(重さ約5kg)、腰に激痛が走った。急性腰痛症の診断、休業7日。(28歳、女性)

1 STOP！転倒災害プロジェクト



「転倒・転落災害及び荷による災害の防止等」に効果のある活動として、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動があります。

【整理】 必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること	
進め方	①不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。 ②区域ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。③店長が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。 ④チェック結果に基づき改善し、また、必要に応じ廃棄基準を見直す。
【整頓】 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で置くこと	
進め方	①現状を把握する（品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。 ②置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類・量とも絞り込み、移動距離を短くすること）。 ③置き場所ごとの管理担当者を決める。 ④取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。 ⑤以上のルールに従って整頓する。 ⑥定期的にチェックし、必要に応じ改善する。
【清掃】 身の回りをきれいにして、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと	
【清潔】 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること	

2 災害防止のポイント **職場を点検しましょう！**

転倒災害防止	①床面、通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とする。 ②床の水たまりや氷、滑りやすい物は放置せず、必ず除去する。 ③履物は、滑りにくく、安定したものを着用する。 ④階段には、滑り止めや手すりを設ける。 ⑤通路、階段、出入口に物を放置しない。 ⑥確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
墜落災害防止	①踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で用いる ②倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設ける。
台車による災害防止	①台車は決められた場所に置く。 ②積む荷の形や大きさに応じた台車を使う。台車は押して使う。 ③荷崩れしないよう積む。前が見えない高さまで積まない。最後に降ろす物から先に積む。 ④他の作業員やお客様などに衝突しないようにする。特に、バックヤードには台車の通行範囲が作業区域と交わらないように白線で区画する。 ⑤曲がり角ではいったん停止し、左右の安全を確認する。
荷による災害防止	① 倉庫、ストックヤード内には必ず通路を確保する。 ② 重い物や大きい物は下に積み、荷崩れや荷が落下しないようにする。 ③ 棚に商品を置くときは、落下防止の柵などを設けることにより、振動や衝撃で商品が落ちないようにする。④ いつも使うものは、取りやすい場所に置く。

3 安全推進者を選任しましょう！

平成 26 年 3 月 28 日に、「安全推進者選任のガイドライン」が策定されました。安全管理体制を充実し、災害防止活動の実効性を高め、労働災害を減少させることを目的とするものです。